

平成28年度第1回

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

議 事 録

日 時：平成28年6月29日（木）午前10時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 8階 第1号会議室

1. 開 会

○事務局（榎地域振興部長） 皆様、おはようございます。

定刻になりましたので、これから、平成28年度第1回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を開催させていただきたいと思っております。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、札幌市市民文化局地域振興部長の榎でございます。

2. 開会挨拶

○事務局（榎地域振興部長） それでは、開会に当たりまして、札幌市市民文化局長の池田より、一言、ご挨拶を申し上げます。

○池田市民文化局長 皆様、おはようございます。札幌市市民文化局長の池田でございます。

委員の皆様には、日ごろから、札幌市の防犯対策に対してご意見、ご指導を賜っておまことに厚くお礼を申し上げます。

札幌市内の犯罪情勢を見ますと、一般刑法犯の認知件数は年々減少しております。しかし、高齢者を狙った特殊詐欺など、犯罪弱者が被害に遭うことは後を絶たない状況にございます。こういった状況の中、札幌市では、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めるために、平成27年に第2次基本計画を策定いたしまして、地域における防犯活動の推進や市民の防犯意識の醸成を図るなど、さまざまな取り組みを計画的に進めているところでございます。

本日は、その取り組み状況についてご報告させていただきます。また、防犯活動に日々取り組まれている方々への表彰制度を新たに創設する計画の制度（案）についてもご説明させていただきます。

皆様には、さまざまな観点から忌憚のないご意見、ご提言を賜りたいと考えております。

本日の会議、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（榎地域振興部長） 局長の池田は、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

〔市民文化局長は退席〕

◎事務局連絡事項

○事務局（榎地域振興部長） 続きまして、事務局から留意事項の説明をさせていただきます。

○事務局（山本区政課長） 皆様、おはようございます。地域振興部区政課長の山本でございます。私は、この4月に区政課長に着任いたしました。少しご挨拶がおくれまして申しわけありません。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料を確認させていただきます。

本日の資料は、上から順に、次第、資料1の札幌市内の犯罪情勢、資料2の第2次札幌

市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の体系、資料3の札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰者制度（案）となっております。

皆様、おそろいでしょうか。

審議は、前回と同じく公開であります。議事録の作成や広報等に利用するため、会議内容の録音と会議場の撮影をいたします。ご発言される場合は、必ずお手元のハンドマイクをお使いくださいますようお願いいたします。

なお、本日、仲委員は、所用のため、欠席となっております。

留意事項等の説明は以上です。

本日も出席の委員は、12名中11名です。札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則第5条第3項に基づく定足数を満たしております。したがって、この会議は成立いたします。

以上でございます。

○事務局（榎地域振興部長） それでは、審議会規則に従って、ここからの進行は吉田会長にお願いしたいと思います。

3. 議 事

○吉田会長 それでは、引き続きまして、次第2の札幌市内の犯罪情勢について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（出村地域防犯担当主査） 区政課の地域防犯担当主査の出村でございます。

お手元でございます資料1の札幌市内の犯罪情勢に基づき、説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料1の1の市内の刑法犯認知状況の推移のグラフを見ていただきたいと思います。

札幌市の犯罪のピークは、全国で言うと平成14年ですが、札幌市は平成13年です。そして、さまざまな対策を進めていった結果、27年については1万6,702件と、ピーク時の平成13年から比べると約6割の減少でございます。それから、平成28年1月から5月末までの数字を載せておりますが、対比しますと、本年も減少傾向でございます。昨年の同期比と比較しても、345件、約5.7%の減少となっております。

続きまして、2番の罪種別認知状況ですが、これも昨年同期比で対比した数字を比較しております。

粗暴犯以外はマイナスの数字となっております。粗暴犯の増加の原因はなかなか難しいもので、粗暴犯といいますと、人対人ですので、酔っ払いのけんかもあれば、男女のもめごとからの暴行、傷害事件、その中で子どもが被害に遭うなど、現場の状況にもよりますので、トータル的なものになります。窃盗、凶悪犯、知能犯、風俗犯、その他いろいろありますが、こちらは、犯罪の機会を何とか抑止してやればマイナスになります。ですので、ふえてはおりますが、昨年と比べても33件の増加ということで、平年並みの数字かと思

っております。

続きまして、3番の特殊詐欺の認知状況についてです。

こちら昨年と同期比で比較しましたが、そのまま2番の知能犯の39件マイナスに結びついておりまして、30件のマイナスとなっております。被害額も、昨年5月末と比べて1億7,000万円ほど、約8割減っており、オレオレ詐欺の減少が数字を大きく下げていると思います。ただ、講話などで高齢者に皆さん大丈夫ですかと聞くと、大丈夫だと答えます。何が大丈夫なのですかと聞くと、そういう質問に対しては余り明確な答えは来ません。こういったところから、振り込め詐欺、特殊詐欺という犯罪は知っているけれども、被害の防止対策は浸透しておらず、還付金詐欺については相変わらず前年を超える数字となっております。また、つけ加えますと、被害者の約6割が65歳以上であることも考慮しなければいけないと思います。

最後に、子どもに対する声かけ事案を載せております。

こちら昨年と比べると減ってはおります。声かけ事案というと、犯罪に至る前兆行為ですので、声かけやつきまとい、容姿の撮影などの事案のことを言います。数字は減っているのですが、注目していただきたいのは発生している時間帯です。これは、昨年と同じように、13時から18時にかけてぐっと波が高くなり、ここが発生のポイントになる時間帯で、この時間帯が約87%です。子どもたちが下校する時間帯が一番危ないということで、登下校時に見守りに従事されているスクールガードの皆さんに対してもこういった数字を提供して、この時間が危ないと伝えております。あわせて、子どもたちにも、この時間帯は危ないので、特に1人にならないようにと注意しております。数字は減っておりますが、これからが活動期でございますので、ふたをあけてみなければわかりません。ただ、今のところは減少傾向ということをご報告させていただいて、札幌市内の犯罪情勢の報告を終わらせていただきます。

○吉田会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明に対するご質問はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 ないようですので、先に進ませていただきます。

次に、次第3の第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の取組状況について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(後藤地域防犯担当係長) それでは、私から、第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画についてご説明いたします。

申しおくれましたが、私は、市民文化局区政課地域防犯担当係長をしております後藤と申します。改めまして、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、お手元の資料2をごらんいただきたいと思います。

こちらには、第2次基本計画と体系として、犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現を目標とした三つの基本方針で構成されております。

まず、基本方針1として、みずからの安全を確保するため、市民一人一人の防犯に関する関心を高めるということで、こちらには、重点施策として、出前講座、防犯講習の開催件数を掲げております。こちらは、平成30年度に60件の実施を目指しております。

続きまして、基本方針2として、みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し、支え合うまちをつくるという中で、こちらの重点施策は、地域安全サポーターズの登録数を掲げております。こちらは、平成30年度に700件の登録を目指しております。

最後の基本方針3につきましては、犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高めるということで、こちらの重点施策は、子ども110番の家の登録件数としておりまして、平成30年度に2万件の目標となっております。

こういった基本方針のもとで各事業を実施することになっておりまして、果たすべき成果指標をそれぞれ設定しており、基本目標のもとに、赤字で書かれておりますが、犯罪に遭わないよう、常に防犯意識を持って暮らしている市民の割合と、地域で行われている防犯活動に参加している市民の割合を平成30年度までに一定数引き上げることを目標としております。

体系につきましては以上となりますので、次のページに移りたいと思います。

1枚めくっていただきまして、横型の資料となっております。

こちらでは、こうした基本目標のもとに行われている各施策の紹介となっております。こちらでも、市役所各局、区役所を初め、関係部局による取り組みを紹介しておりますが、お時間の都合上、全てをご紹介するのは難しいと思いますので、ここでは主な重点施策などを焦点に当ててご紹介していきたいと思います。

まず、基本方針1の関連事業ですが、ここでは、いわゆる広報や啓発の取り組みが中心となっております。パネル展を初めとした各広報誌や、コミュニティーFMの活用といった地域の特性を生かした取り組みが行われておりまして、合計で49事業が実施されているところでございます。

その中で、主な取り組みとしては、数字が小さくて申しわけありませんが、3ページ目の頭にある出前講座として、振り込め詐欺被害防止講座、子どもの防犯教室等を含むと書かれております。こちらでは、学校や地域に赴き、防犯対策について学んでいただくということで、先ほど申し上げました重点施策に掲げているものでございますが、平成27年度に既に78回実施しておりまして、先ほどお話ししました目標の60件を既に上回っているという状況でございます。

そのほか、第2次計画からの取り組みとしては、また飛びますが、6ページ目の下にございますみんなの安全・安心ハンドブックの発行というものがございます。こちらは、新1年生を対象に、犯罪に遭わないための行動をわかりやすくお伝えできるように工夫して作成しておりまして、各小学校からご好評いただいております。

続きまして、9ページ目から載っている基本方針2の紹介をいたします。

こちらでは、地域で活動している防犯の取り組みを支援するというものが中心となって

おり、地域の取り組みに対する補助金等、人的応援のほか、ドメスティックバイオレンス、いわゆるDV被害者等への支援など、誰もが安心して暮らせるための仕組みづくり等の取り組みとして、合計70事業が行われております。

そんな中での主な取り組みとしては、9ページの初めのほうにある札幌市地域安全サポーターズでございます。

こちらは、通常業務の傍ら防犯の取り組みをしていただくボランティア事業者を募る取り組みです。先ほど、平成27年度第2次基本計画の目標は700件とお話ししましたが、日本フランチャイズチェーン協会のご協力でコンビニエンスストアのご登録をいただくことにより、この目標を大幅に上回っておりまして、6月15日現在では1,543件、平成27年度では1,405事業者にご登録いただいている状況でございます。

そのほか、18ページでは、地下鉄南北線、東西線への女性と子どもの安心車両の導入、また、少し飛びまして、20ページ目から21ページ目にわたってご紹介されておりますが、DV防止の取り組みや被害者への配慮といった取り組みを紹介しております。

最後に、基本方針3として、22ページ目からのご紹介となりますが、環境面での防犯性を高める取り組みが中心となっております。

具体的には、街路灯などのハード面に関するものや地域での花の植樹といった環境美化を通して防犯力を高める取り組みなど、合計52事業が行われております。

その中の主な取り組みとしては、28ページ目の初めでございます札幌市子ども110番の家支援事業がございます。

こちらは、身の危険を感じた子どもたちがいつでも気兼ねなく地域のご家庭またはお店に逃げ込むことができるようにご協力いただくものでございまして、子どもの安心とステッカーの掲示により、防犯に関心のある地域であることをアピールすることで犯罪が起きにくい体制を構築していただくことも目標としております。平成27年度末より受け付けを初めておりまして、ただいま2,957件のご登録をいただき、その後も引き続きお申し込みを受けている状況です。

そのほか、1枚戻りまして、26ページ目をごらんください。

こちらは地域の取り組みの紹介ですが、大谷地わらび階段防犯対策として厚別区で実施された取り組みです。こちらは、近隣の企業である北海道コカ・コーラから防犯カメラ設置についてのご提案をいただき、地元の町内会と協働で維持管理を行っております。

なお、事業者が設置する防犯カメラにつきましては、下のほうでご紹介している防犯カメラのガイドラインにのっとった適正な運用をしていただくよう普及を図るというものです。

以上、私からの説明を終わります。

○吉田会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明に対して、何か質問等があればお願いします。

○工藤委員 最後のほうの基本方針3ですが、犯罪が起きにくいまちづくりをするため、

環境の安全性を高めるというところに子ども110番の家がありますけれども、実際に子どもが助けを求めてきた具体例としてどんなものがあったのか、わかる範囲で教えていただけるとありがたいです。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 子ども110番の家の駆け込み事例や情報については、特に情報をいただいておりますので、今のところ、申し上げられる話がない状況です。

○工藤委員 子どもたちは、ほとんど利用していないのが現状ですか。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 駆け込みが発生するようなケースがあったかどうかを伺っておりません。

○工藤委員 コンビニエンスストアなども子ども110番の家に参加していただいておりますが、何かあったときにはここに逃げ込めば大丈夫だということは学校でも指導されているのでしょうか。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 地域によってさまざまな取り組みがされておりまして、資料にも参考で載せておりますが、手稲区ですと、町内会と学校が協力して、実際にマップを見ながらご家庭を回るといった取り組みをしていて、ここに来れば逃げ込むことができるということを知っていただくような機会をつくっています。地域によっては取り組みをしているところと、まだこれからというところもあるので、地域の一部によっては駆け込むような体制が十分に構築できていないところがあると把握しています。

○工藤委員 どんどん浸透するといいですよね。

○吉田会長 そのほか、ご質問はありますか。

○山崎委員 女のスペース・おんの山崎と申します。よろしくお願いいたします。

21ページ目の表の下から2番目と一番下の住宅に関して、DV被害者の市営住宅への優先入居と一時使用について、実績なしとなっておりますが、私の実感としては、うちのシェルターを出た方の中に、DV被害者であるということに丸をつけて実際に入られた方がいらっしゃいますけれども、どういったところで実績なしとなっているのですか。

それから、一時使用の実績がないというのはどういった原因なのか、もしよければ教えていただきたいと思えます。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） お話しいただいた件につきましては、都市局の住宅課からいただいた回答をもとに載せたもので、具体的な詳細を把握しておりませんが、個別に住宅部門に確認して、内容については改めて委員の皆様にご報告したいと思います。

○吉田会長 そのほかございませんか。

○木村委員 北海道CAPをすすめる会の木村です。

基本的な質問かと思いますが、町内会などから挙がってくるような事業や取り組みに関しては、市から提案、打診して始まっているのですか。それとも、公募や共同企画などの働きかけがあって挙がってくるのですか。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 両方の面がございまして、例えば、子ども110番

の家の取り組みですと、市から各区に資金面の協力や情報提供などを行い、区からご提案いただいて事業に取り組むこともございます。それから、区独自で地域の実情に照らした事業を企画して実施していただくものがございます。そういうものを各部局からご報告いただいた資料となっております。

○木村委員 もし町内会がこの取り組みの報告等を見て、自分たちもこういうことがやりたいということがあったら、どこに問い合わせたらできるのでしょうか。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 内容につきましては、まちづくりセンターを通して情報の提供をさせていただく予定となっております。

○吉田会長 そのほかにもございますか。

ないようでしたら、私から1点だけ伺います。

9ページの真ん中あたりに、市民まちづくり活動促進基金による助成金交付があります。これは、市民及び事業者から寄附金を集めるということですが、実績がないというのは、そもそも基金ができていないという趣旨ですか。それとも、できているけれども、実際に運用した事例がないということですか。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 基金自体は既に設置されていて、交付等をいただいているところですが、防犯を目的とした実績が今のところないという内容でございます。

○吉田会長 わかりました。

そのほかにもございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉田会長 なければ、先に進みます。

それでは、次第4の札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰制度（案）について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 引き続き、表彰制度について、私からご説明を差し上げたいと思います。

A3判横の資料をごらんください。

こちらは、札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰制度についての内容を提示させていただいております。

まず、資料の左側をごらんください。

当制度の目的ですが、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例の第8条に掲げております広報啓発の一環として行うものでございます。日常の防犯活動について評価させていただくことにより、関係者の皆様の意欲向上や取り組みの紹介などによる情報共有を通して地域防犯活動の一層の拡大と促進を図ることが狙いでございます。

続きまして、創設の背景ですが、まず、札幌市内でどれだけの方が防犯活動をされているかをご紹介します。

ことし6月15日時点で市のホームページで紹介させていただいている内容ですが、ご登録いただいている数字は、地域で防犯活動をされている団体は99団体、加入総数とし

て1万7,712人が地域で取り組みをされております。また、先ほどご紹介いたしました地域安全サポーターズとして活動されている事業者が1,543件、そして、保護司として再犯防止や非行予防のために活動されておられる方は、保護観察所からの情報となりますが、約530名となっております。ごらんとおり、札幌市にご登録いただいている件数でございますので、実際にはこれ以上の方が取り組みをされていることが想定されますことから、実に多くの方が実践されていらっしゃるのことがわかるかと思えます。

一方で、札幌市に期待する施策としては、第2次計画策定時にアンケートをおとりしましたところ、防犯への関心を向上させる取り組みがハード面や配慮を要する方へ安全対策に続いて3番目に高かったことから、その声を受けて表彰制度が計画の中に盛り込まれました。このような防犯をテーマとした表彰制度はほかの都市で既に行われている状況でございます。各政令市に照会を行ったところ、20市中12市と半分以上の都市で実施されていることがわかっております。

なお、北海道内におきましては、北海道や北海道防犯協会連合会で既に実施されていることを確認しております。

続きまして、資料の右側をごらんいただきたいと思います。

表彰の概要としては、札幌市民を対象に大きく3種に分けております。一つは、町内会などの地域で実践されておられる個人または団体からおおむね10名もしくは10団体ほど、次に、事業者から2事業者ほど、最後に、保護司として活動されておられる方を10名ほど予定しております。

その要件としては、継続性と活動実績の両面に配慮することとしており、地域の個人、団体についてはおおむね3年、事業者については5年と分けておりまして、いずれも実効性、地域性、独創性、波及性の4点から実績を評価し、決定するものでございます。

なお、活動実績がほかの方に比べて著しく高いという評価を得た方、団体につきましては、たとえ年数が満たないとしても対象となることとしており、この点が北海道等の表彰よりも条件を幾分緩和しております。

また、保護司につきましては、情報を集約しておられる札幌保護観察所及び札幌市保護司会連絡協議会からの内申をもとに選任することを予定しておりまして、参考としておおむね10以上在籍していることなどの選考基準を掲示しております。

それで、今後の表彰方法ですが、まず、町内会と事業者、保護司を別々に実施することを予定しております。まず、町内会または事業者等につきましては、年度末に予定しております札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり協議会と合わせた実施、また、保護司につきましては、北海道・道央ブロック更生保護研究大会で実施を予定させていただくものでございます。

以上の内容をもとに審議会の皆様にお諮りしたいことは、次の表彰者選考部会の設置についてでございます。

今後、表彰者の決定を行うに当たり、被推薦者の選考や追認に関するご意見をいただく

ため、当審議会の中において防犯に関する分野に精通された委員によって構成された選考部会を設置していただき、当部会での意見をもって審議会の意見とさせていただければと考えております。

最後に、スケジュール案を提示しております。こちらございますとおり、今年度につきましては、表彰までのお時間が十分にとれない可能性があります。そこで、場合によっては、一堂に会する会議にかわり、文書等の送付によってご意見を頂戴する場合があることをご了解いただければ幸いです。

以上で、私からのご提案を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○吉田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明について、右ページの3までで何かご質問があればお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 なければ、4の表彰選考部会の設置についてですが、事務局のご提案ですと、選考部会を設けて、その選考部会での決定をもって審議会の意見としたいということです。

これにつきまして、いかがですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉田会長 それでは、当審議会規則の第7条によりますと、会長が部会の委員を指名することになっておりますので、私からご提案させていただきます。

人選に当たって、防犯活動等の実践に詳しい方と学識経験のある方という角度から選ばせていただきました。

まず、北海道防犯協会連合会に所属されている佐藤邦昭委員、北郷真栄第一町内会でご活動されていて、既に防犯関係についての表彰なども受けられている田畑隆二委員、札幌保護司会連合会でご活動されている藤本昭雄委員、それから、きょうは欠席されておりますが、北海道大学の心理学関係の研究をされている仲真紀子委員、また、私も入らせていただきまして、委員兼部会長として務めさせていただければと思います。

以上の5名ということをご了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

4. その他

○吉田会長 それでは、その他として、本日の審議事項並びにそれ以外のことについて、質問やご意見等がございましたらお願いします。

○佐藤副会長 選考部会の関係で、簡単な説明の要旨はいただきましたが、実施要綱はもうつくられているのでしょうか。

○事務局(後藤地域防犯担当係長) 実施要綱並びに選考基準等の内容につきましては、本日、審議会の皆様からご了解をいただきましたので、これから内容をまとめていくとこ

ろでございます。

内容がまとまりましたら、文書等で改めてご案内したいと思います。

○佐藤副会長 わかりました。

○吉田会長 その他、ございませんか。

○藤本委員 最後の今後のスケジュールについてです。

今の段階ではこのスケジュール以外にできないと思いますが、他の表彰は6月段階で全て終了しておりますので、保護司会については、できればもう少し早目にお願いしたいと思います。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） かしこまりました。次年度につきましては、ことしのスケジュールを参考にして、できるだけ早目に動くように対応したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○吉田会長 そのほかございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉田会長 それでは、事務局にお戻しいたします。

○事務局（榎地域振興部長） 吉田会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様も、長時間にわたって非常に細かいところまでご意見をいただき、ありがとうございました。

議論の中でも、もしかしたら実績があるのではないかというお話がありましたので、そこについてはしっかりと確認した上で整理させていただきたいと思います。

それから、110番の家についてもご意見をいただきました。そもそも、110番の家が利用されないことが問題だと思いますが、声かけ事案なども発生していることも報告されておりますので、そういった場合に、きちんと機能していき、お子様方に利用していただけるように、どういう形でできるのか、今後、地域の方と相談しながら検討していきたいと考えております。

それから、最後にございました表彰制度でございます。これまで、札幌市では表彰制度をしていなかったのですが、広い北海道でいろいろな活動されている中で、札幌で活動しても表彰していただけないということもございますので、こういう制度をつくることによって、皆さんに知っていただいて、活動が報われるといえますか、そういうことの一助になればと考えております。

あわせて、こちらで表彰された方の活動内容につきましても、活動内容を対外的に知っていただけるような機会を設けるとか、それぞれの地域で活動するときの参考にしていただけるような方法も考えていきたいと思っております。

今後、札幌市としても、地域の安全・安心に取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続きご協力をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次回の審議会は、まだ日程が決まっておりませんので、決まり次第、別途、ご案内をさせていただきます。ほかにも、きょうの審議会の中でいろいろなお話がございましたので、

そうしたものについても追って連絡をさせていただきたいと思います。

(各委員からの自己紹介については省略)

5. 閉 会

○事務局（榎地域振興部長） それでは、以上をもちまして、平成28年度第1回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を閉会いたします。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。

以 上